

船舶事故調査報告書

令和4年3月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年7月11日 12時14分ごろ
発生場所	愛知県蒲 <sup>がまごおり</sup> 郡市三河大島西方沖 三河港蒲郡東防波堤西灯台から真方位177° 1.6海里付近 (概位 北緯34° 47.3′ 東経137° 13.6′)
事故の概要	プレジャーボート <sup>パンフイック</sup> PACIFICは、北進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年9月2日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート PACIFIC、10トン
船舶番号、船舶所有者等	240-67480愛知、株式会社セカンドステージ
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	船底外板に凹損、プロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風速 2.9m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約23cm（蒲郡）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、蒲郡市のマリーナを出航し、16～17ノットの対地速力で北進中、三河大島西方沖の浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船長が海上保安庁に本事故の発生を通報するとともにマリーナに救助を依頼し、船長及び同乗者がマリーナの船舶に救助され、同船舶に引き出されてマリーナまでえい航された。</p> <p>船長は、慣れた海域であり、三河大島西方沖に浅瀬があることを知っていたが、三河大島の崖崩れした場所を見ていて、同島西方沖の浅瀬に向かう進路になっていた。</p> <p>船長は、GPSプロッターを作動させていたが、見ていなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.5m、船尾約2.0mであった。</p>
分析	本船は、北進中、船長が、三河大島の崖崩れした場所を見ながら航行を続けたことから、同島西方沖の浅瀬に向かっていることに気付かず、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、北進中、船長が、三河大島の崖崩れした場所を見ながら航行を続けたため、同島西方沖の浅瀬に向かっていることに気付かず、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、特定の対象のみに意識を向けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・慣れた海域であっても、目視のみに頼ることなくGPSプロッター等で船位の確認を適切に行うこと。</li></ul>
--	---